

委託業務特記仕様書

（特記仕様書の適用）

第1条 本特記仕様書は、「R 8 吉土 桑村川他 吉・川島桑村他 河川維持業務」に適用するものとする。

（土木工事共通仕様書）

第2条 設計書及び本特記仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書（令和6年7月）」等によるものとし、本特記仕様書は共通仕様書より優先する。

（業務の実施時期等）

第3条 本業務の実施時期及び実施個所は監督員より指示する。

（業務の範囲）

第4条 業務範囲については設計図面に示す河川区域内とする。

（業務内容及び作業実績の管理等）

第5条 業務内容については監督員より指示する。また、作業が終了したときは、その箇所の図面を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

- 2 作業量を出来形（寸法）管理することが困難な場合（点在している雑木類の処理等）は、事前に監督員と協議を行い、承諾があった場合は、実績日報・写真（別紙－1、2、3）により作業実績の証明を行い、監督員の確認を受けなければならない。

なお、下記業務写真とは別に、作業員人数、作業機械の数量が確認できる写真を添付すること。

- 3 業務写真は、同一箇所で作業着手前・作業完了を対比したもの及び作業状況（伐竹木等・集積・積込・運搬・処理）が確認できるものを提出することとする。なお、撮影箇所及び頻度は監督員と協議すること。
- 4 伐竹木等完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
- 5 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底すること。
- 6 完了時には、監督員の検査立会を受けること。

（除草時の飛散防止）

第6条 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。

①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用

②飛散防止用ネット等の防護材を使用（推奨寸法：幅 2.7m、高さ 1.8m 程度）

- ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
- ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、飛散を防止するのに十分な高さや幅を有する防護材を使用する。

- 2 受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。

（竹・草木類の搬出等）

- 第7条 竹・草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
- 2 竹・草木類の搬出先については、廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可先への搬出を行うこと。
- 3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 4 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

（交通誘導警備員等）

- 第8条 交通誘導警備員の人数等変更が必要な場合は、事前に監督員と協議を行い、必要と認めた場合は変更契約を行うこととする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第9条 本業務は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事等であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上 対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象）

- 第10条 本業務は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事等である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

（「猛暑期間における現場施工回避（早期・夜間施工）」）

- 第11条 本業務は、「猛暑期間における現場施工回避（早期・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「「猛暑期間における現場施工回避（早期・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。
- 2 猛暑期間における現場施工回避（早期・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
- 4 現場施工回避（早期・夜間施工）は承諾を前提とし、早期・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早期・夜間施工）」に係る試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312229/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

- 第12条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。
- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（事故報告）

- 第13条 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

（受注者の責任）

- 第14条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

（使用機械）

- 第15条 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

（履行する際の注意事項）

- 第16条 現場責任者は、本仕様書、契約書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。

（その他）

- 第17条 仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。
- また、不慮の大雨による洪水等に対する安全対策についても、避難手段を確保する等して作業を行うこと。

徳島県吉野川県土整備事務所 河川砂防ダム管理担当 宛

実績日報総括表

作業場所	
委託業務名	
委託業務内容	
現場責任者	

労務実績	作業員種別		合計実働時間	合計	備考
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
	合計		0.0 h	0.000 人	
作業機械実績	作業機械名	規格	合計実働時間	合計	備考
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
	合計		0.00 h	0.000 日	
その他材料	名称	規格	数量	備考	

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

徳島県吉野川県土整備事務所 河川砂防ダム管理担当 宛

実績日報

作業日	
作業場所	
委託業務名	
委託業務箇所	
現場責任者	

	作業者名	作業時間	実働時間	作業員	作業員種別	作業内容	備 考
労務実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
	小計		0.0 h	0.000 人			
	作業機械名	作業時間	実働時間	運転手	規格	作業内容	備 考
作業機械実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
	小計		0.0 h	0.000 人			
その他材料	名称	規格等		数量	備考		
	小計						

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実 績 日 報 写 真

作業日：令和 年 月 日（ ）

労務実績写真	
集合写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

作業機械実績	
集合写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

その他材料写真	
その他材料写真	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：